

上用賀公園拡張事業における  
中東情勢等をふまえた工期及び物価変動の取扱いについて

今般の中東情勢等により、石油やナフサを原料とするものをはじめとして、一部の建材・設備について価格の上昇や安定的な調達への影響が懸念されることを踏まえ、下記のとおり取扱いを示します。

なお、この取扱いは募集要項等の内容の変更を伴いませんが、本通知は募集要項等と一体のものとしします。

記

1. 建設工事請負契約における資機材納期の遅れに伴う対応

今般の中東情勢等の不可抗力による資機材の納期の遅れに伴う対応については、「半導体不足等に伴う資機材の納期の遅れ等に伴う工事の対応について」（令和4年2月世田谷区契約担当者）の取扱いに準拠するものとし、工期内に工事を完成することができないときは、工事請負契約約款第21条の規定により、事業者は工期の延長を請求することができ、本区は必要があると認められるときは工期を延長するものとしします。

また、この工期の延長に伴う契約金額の変更については、工事請負契約約款第56条に基づき協議の対象としします。

半導体不足等に伴う資機材の納期の遅れ等に伴う工事の対応について（抜粋）

1 契約後の契約変更について

現在も同様の取り扱いを行っておりますが、資機材の納期の遅れ等により工期内に工事が完了しない場合には、資機材の発注を怠っていたなど受注者の責めに帰すべき事情がない限り、設計変更や工期の延長を行います。

2 設計変更や工期の延長に伴う費用の算定について

設計変更や工期の延長に伴う費用の算定については、各工事の状況に応じ、監督員と十分協議してください。

2. 提案審査に係る書類の提出時点（令和8年5月時点）から基本契約締結時点（令和8年12月時点）までの物価変動の取扱い

本事業においては、提案限度額に令和8年12月時点までの物価変動見込相当額を含むこととし、当該提案限度額の範囲内で提案された提案金額に基づき、契約金額を定

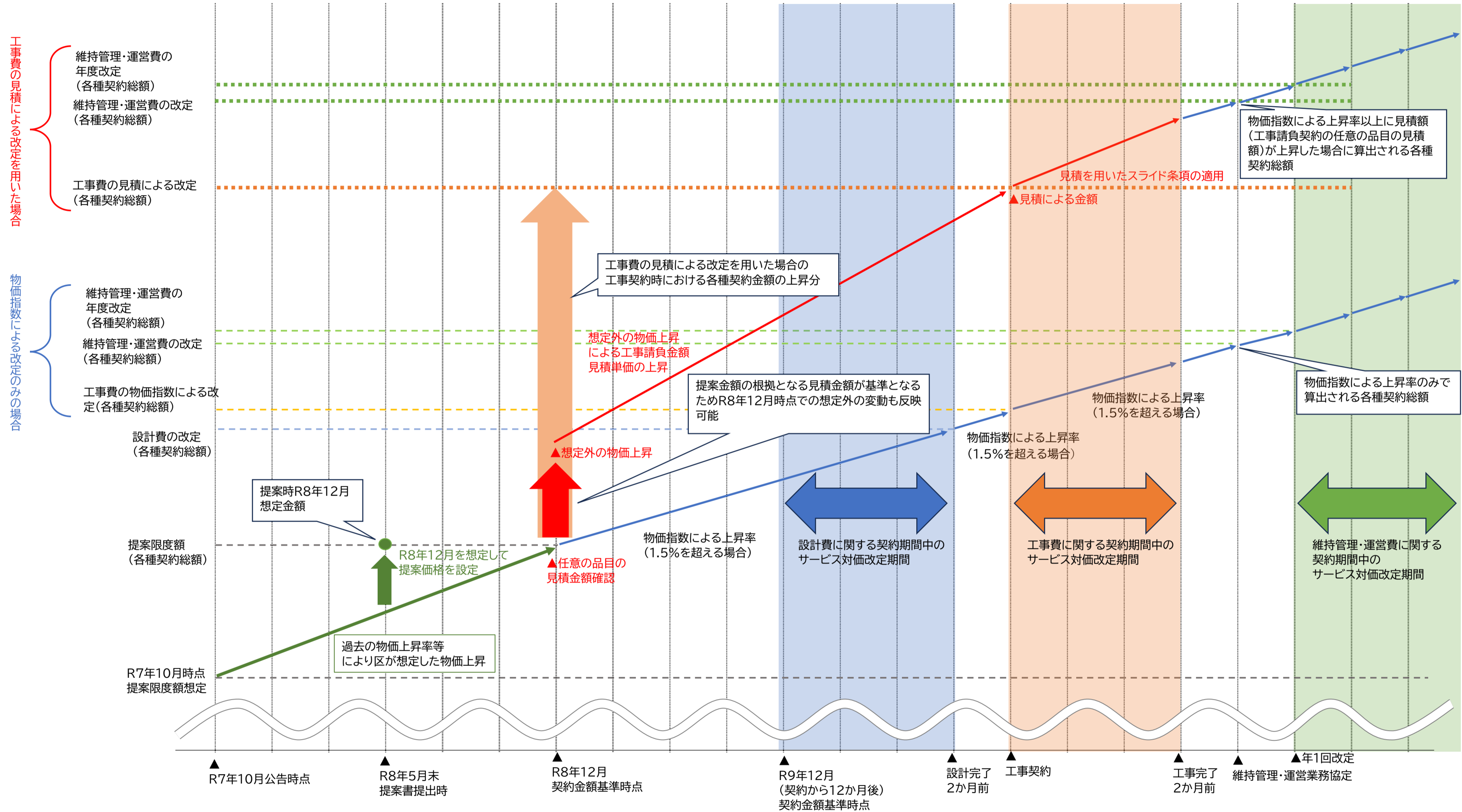
めることとしております。

建設資材等においては、今般の情勢により当初の想定を上回る物価変動も懸念される場所ですが、「募集要項 別紙1：サービス対価の支払い及び改定方法」において建設業務について定めている見積等に基づく改定を用いることにより、提案金額の算定時点（令和8年5月時点）から、基本契約締結時点（令和8年12月時点）までの物価変動を含めて適切に反映することが可能となります。

見積等に基づく改定については別紙「上用賀公園拡張事業サービス対価改定のイメージ図」を参考にしてください。

上戸公園拡張事業 サービス対価改定のイメージ図  
(工事請負契約の任意の品目の見積額が物価指数以上に上昇した場合)

※本図は上戸公園拡張事業におけるサービス対価改定を視覚的に補足するためのイメージ図です。具体的な改定方法は「募集要項 別紙1:サービス対価の支払い及び改定方法」によります。  
また、任意の品目の見積額が物価指数を大きく上回って上昇した場合のシミュレーションとなりますが、将来的な物価変動に関する区の予測を示すものではありません。



※緑線は提案限度額を定めるにあたって区が想定した近年の変動実績等による上昇を示す。  
 ※青線は物価指数による改定(1.5%を超える上昇があった場合)の各種契約金額総額の上昇を示す。  
 ※赤線は工事請負契約の任意の品目の見積額が物価指数を超えて上昇した場合の各種契約金額総額の上昇を示す。